大阪府農薬管理指導士認定事業実施要綱

（目的）

第１条　本事業は,　農薬使用者と接する農薬販売者及び農薬による防除に携わる防除業者、農業における農薬使用に指導的立場にある者、その他農薬の管理指導上必要と認める者（以下「農薬取扱者等」という。）に対して,　知事が農薬に関する専門的な研修を実施するとともにその成果等を審査の上、農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱者等の資質の向上を図り、もって農薬の安全・適正使用の推進を図ることを目的とする。

（農薬管理指導士の任務）

第２条 農薬管理指導士は、農薬の販売に際しては、農薬使用者に対し、次に掲げる事項について指導又は助言を行い、農薬取扱者等にあっては、次に掲げる事項に留意し、適正な防除業務、適正な農薬使用の指導等に努めるとともに、他の農薬取扱者に対しても的確な指導又は助言を行い、農薬の安全・適正使用を推進するものとする。

一　農薬取締法（昭和23年法律第82号）（以下「法」という 。）その他の農薬に関する法令等の遵守

二 農薬の特性を踏まえた適正な使用

三 農薬使用に伴う人畜に対する危害及び環境汚染の防止

四 法25条第１項に規定する農薬使用基準の遵守

五　農薬の適正な保管・管理

六 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号）に基づく毒物及び劇物に指定された農薬の適正な取扱及び安全使用

七　事故が多いこと等から特に注意を必要とする農薬の安全使用

八　大阪府農作物病害虫防除指針等に基づく病害虫・雑草等の防除

九　農薬の使用状況の記帳推進

十　農薬の飛散の防止

十一　その他農薬の安全使用等に関して知事が必要と認める事項

（農薬管理指導士認定会議の開催）

第３条　知事は、第４条で定める研修カリキュラムの策定、農薬管理指導士認定の審査等を行うため、府の関係職員等で構成する農薬管理指導士認定会議（以下「認定会議」という。）を開催する。

（農薬管理指導士養成研修等）

第４条　知事は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱者等に対し第２条の任務の遂行に必要な見識を修得させるため、農薬管理指導士養成研修（以下「養成研修」という。）を実施する。

２　知事は、農薬管理指導士の認定期間が満了した者（満了日からおおむね１年以内の者に限る）又は認定期間が満了しようとしている者で、認定期間の更新を希望する者及び第８条第４項に基づく認定を受けようとする者に対して、農薬管理指導士更新研修（以下「更新研修」という。）を実施したうえで、期間の更新を行うものとする。

（農薬管理指導士養成研修の受講資格）

第５条　前条の養成研修の受講資格は、次のいずれかに該当する者とする。

一　満１８歳以上の農薬販売者又はその従業員で、現に農薬の販売を行っている者のうち、実務経験が概ね２年以上の者で、事業場の所在地（以下「勤務地」という。） が府内にある者。

二　満１８歳以上で、現に農薬による防除に従事している者のうち実務経験が概ね２年以上の者で、勤務地が府内にある者。但し、植物検疫くん蒸若しくは航空機を利用して農薬散布を行う防除業者及びその従業員を除く。

三　満１８歳以上の府内農業者で、農薬の使用やその指導に関する実務経験が概ね２年以上ある者であって、農薬適正使用に関して指導的立場にある者（申請後、概ね１年以内に指導・助言を行う予定のある者を含む）、または農業における府内農薬使用者に対して指導、助言を行っている府内団体等の構成員、従業員。

四　満１８歳以上で、毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）に基づく毒物劇物取扱責任者の資格を有する者（ただし、毒物劇物取扱者試験の合格によりその資格を有する者は、一般毒物劇物取扱者試験または農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格した者）で、府内に在住、もしくは勤務地等がある者。

五　その他知事が必要と認める者。

（研修の受講手続）

第６条　第４条に定める研修を受講しようとする農薬取扱者等は、知事の定める方法により申請するものとする。

（農薬管理指導士養成研修の成果確認）

第７条　知事は、第４条第１項による養成研修の受講者に対して研修の成果の確認をするものとする。

（農薬管理指導士の認定及び更新）

第８条　知事は、認定会議における養成研修の成果確認結果等に基づく審査を経て農薬管

理指導士として認定するものとする。

２　農薬管理指導士の認定期間は３年とする。

３　知事は、農薬管理指導士の認定期間が満了した者（満了日から概ね１年以内の者に限る）又は認定期間が満了しようとしている者が第４条第２項による更新研修を受講した場合には、認定期間を更新するものとする。

４　知事は、他都道府県もしくは農薬取扱者関係団体が実施する本事業と同種の事業により農薬管理指導士に準ずる資格を有する農薬取扱者等で、希望する者に更新研修を受講させ、認定会議の審査を経た後、この者を農薬管理指導士として認定することができる。

（認定証の交付、再交付）

第９条　知事は、農薬管理指導士として認定した者に対し、認定証（別記様式第１号）を交付する。

２　農薬管理指導士が、認定証を紛失又は破損し、認定証再交付申請書（別記様式第２号）により再交付を申請した場合は、知事は認定証を再交付することができる。

（認定事項の変更）

第１０条　農薬管理指導士は、認定証に記載している項目に変更が生じたときは、大阪府農薬管理指導士変更届（別記様式第３号）を知事に提出するものとする。

（認定の取消）

第１１条　知事は、農薬管理指導士が法その他農薬に関する法令に違反した場合又はその他農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認められる場合においては、認定会議の意見を聴した上で農薬管理指導士の認定を取り消すことができる。

（事業の推進）

第１２条　知事は、認定会議の意見を聴しながら、事業の円滑な推進を図るものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は昭和６３年２月２２日から施行する。

この要綱は昭和６３年１２月１７日から施行する。

この要綱は平成１６年１月２１日から施行する。

この要綱は平成１７年２月２２日から施行する。

この要綱は平成１８年１２月１３日から施行する。

この要綱は平成２０年４月２８日から施行する。

この要綱は平成２０年１２月１６日から施行する。

この要綱は平成２４年２月２０日から施行する。

この要綱は平成２７年９月８日から施行する。

この要綱は平成２８年９月１２日から施行する。

この要綱は平成２９年１１月１６日から施行する。

この要綱は平成３０年１１月１６日から施行する。

この要綱は令和４年１２月２２日から施行する。

この要綱は令和６年11月15日から施行する。